

情報共有とソーシャルワーク記録  
～社会福祉士養成プログラムからの考察

寺 田 香

# 情報共有とソーシャルワーク記録 ～社会福祉士養成プログラムからの考察

寺田 香\*

## 1 はじめに

保健医療の領域においては電子カルテの普及に伴い、多職種間で患者情報の共有が図られるようになった。そのため、医療機関におけるソーシャルワーカーは、従来のソーシャルワーク支援の記録としての「記録」と、共有を前提とした多職種への情報提供としての「記録」の両方を業務として行うことが求められる。

他方、ソーシャルワーカー養成課程においては、「記録」は「実習記録ノート」の作成を主眼とした指導内容となっている。

支援経過の記録をメインとした教育内容では、多様化する実践現場から求められている記録のあり方に対応が困難となっている。「記録」の現状を整理し、求められる養成教育の内容について考察したい。

## 2 「記録」をめぐる歴史的経過について

ハミルトン (Hamilton, G) の「記録は処遇を助けるもの」という指摘を持ち出すまでもなく、支援経過の折々にその内容を書き留めていく作業は、ソーシャルワーク支援の礎となる業務である。ソーシャルワーク記録の

歴史は、古くは救貧を目的とした救済機関において、対象となる者の氏名や住所、支給物品 (金)、援助の可否を一行だけで記録する「登録簿タイプ」の記録から始まった。これは、「ソーシャルワーク機関が記録を保管しはじめたという点で重要である<sup>1)</sup>」といえる。貧困は個人の怠惰によるものであり、その貧困状態が支援に値するか否かという極めて原始的な救貧法の発想のもとでの評価・記録行為ではあるものの、支援対象となるクライアントを多数の「惰民」としてではなく、支援対象としての「個人」と認識し、書き留めて登録保管するという画期的な行為がスタートしたことになる。

19世紀後半のイギリスにおける慈善組織協会 (Charity Organization Society : COS) の訪問活動記録の整備以来、業務の内容を振り返り、支援内容の過不足を検討し、より良い支援につなげるための資料として記録を残す業務は、ソーシャルワーク支援の質的な向上に欠かせない作業となった。記録の形式も、COS で用いられるようになった叙述体スタイルの記録や、ソーシャルワーカーとクライアントの相互作用のプロセスを書き留める過程記録など、ソーシャルワークの現場で行われている支援活動の変遷が、そのまま記録の

---

\*教育文化学部心理カウンセリング学科、元人間福祉学部医療福祉学科

キーワード：情報共有、ソーシャルワーク記録、社会福祉士養成プログラム

スタイルの幅を広げ、多種多様な記録形式が誕生していく契機となった。

もともとソーシャルワーク記録については、「ケースの開始から終結にいたるまでの援助活動を再現する」（岡村1965年）ようなスタイルで、支援内容を克明につづることを通し、ソーシャルワーカー自身の専門性の向上をはかり、スーパービジョンを受ける際の素材とする、という側面がある。支援の際にソーシャルワーカー自身がどのようにクライアントとクライアントを取り巻く環境を理解し、情報を集めてアセスメントを重ね、支援内容を展開していったのかを記録することは、展開経過の折々のモニタリングの資料となり、支援の終結後にはその内容を振り返るツールとなる。ソーシャルワーカー自身のアセスメントの枠組みや支援アプローチの選択の根拠などが書かれている記録は、スーパービジョンを受ける際の素材として最も適しているといえる。

1974年アメリカで「連邦プライバシー法（The Privacy Act of 1974）」（1988年改正）が施行された。クライアントが、自身の情報について書かれている記録にアクセスすることが、権利として保証される時代を迎えると、記録を取り巻く様相は徐々に変化していく。その背景には、1970年代以降の石油危機に端を発した財政緊縮政策の下、支援にかかるコストを削減し、サービス提供に要した支出に見合った内容の支援が効率的に提供されているかどうかを、シビアに判断するというアメリカの経済的な要因がある。また、支援活動予算の獲得のため、実施された支援サービスの有効性を提示しなければならなくなったことから、支援内容の記録はその活動の証左と

して重用されるようになった。さらに、1960年代にかけて活発になった公民権運動の高まりを受けて、自身のプライバシーに関する情報の取り扱いについての権利意識が高揚したことも一因となった。支援の経過よりもコストに見合った結果に重きがおかれるようになった風潮から、簡潔にポイントとなる要点を記述した要約記録も登場してきた。

1980年 OECD 理事会にて「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する勧告」（OECD8原則）が採択されると、各国においても個人情報データの保護に関する法律が続々と改定・制定されるようになる。

イギリスでは「個人ファイルアクセス法（Personal File Access Act）」が1987年に、「データ保護法（Data Protection Act）」が1998年に制定（法制定に伴って1984年に制定した旧法を廃止）された。日本では1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定（2003年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に改正）、2003年に「個人情報保護法」が成立している。同年、厚生労働省により「診療情報の提供等に関する指針」（2010年改正）が策定された。診療情報が記載されている診療録（カルテ）には、個人の氏名、住所、生年月日等をはじめとして、診療に係る多くの個人的な情報が記載されることから、その取り扱いに関しては「個人情報保護法」が適用される。診療録を取り扱う医療機関は個人情報取扱事業者とされ、カルテ開示の請求があった場合、「診療情報の提供等に関する指針」に則ってその求めに応じることが義務付けられるようになった。

それまでのソーシャルワーク記録は、開示を前提とはしておらず、あくまでも支援の経過や内容を記録したものであった。その時々に行ったアセスメントの内容についても克明に書かれているが、それは例えばスーパービジョンを受ける際の資料として活用するものの、原則として他者に見せるためのものではない。従って、ソーシャルワーク記録の作成上、書き手であるソーシャルワーカーは自由に記載が可能であり、クライアントに対して行ったアセスメントや所感の記載も何ら制限を受けることは無かった。しかし、2001年厚生労働省「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザイン」の提唱により、医療機関への電子カルテの導入が図られるようになると、それまで個別に管理されていたソーシャルワーク記録も電子カルテへと一元化される動きが顕著になった。ソーシャルワーク記録の電子記録システムへの統合については間嶋(2014<sup>3)</sup>)に詳しい。

1970年代半ばに医事・会計部門において取り入れられた電子システムが、1980年代には院内のオーダリングシステムと連動し、2000年を迎えるころには電子カルテシステムへと汎用範囲が広がってきた。現在、その対象範囲は医療機関内だけではなく、地域医療連携をも視野に入れた、幅広い情報共有のネットワークへとリンクしている。通信技術の進歩に伴い、次世代の医療 ICT が次々と刷新され、病院機能評価や地域の病診ネットワーク構築の追い風を受けて、広く医療連携のシステムの中に組み込まれてきている。多職種が各々に提供した技術サービスの情報を一個のファイルに統合する電子カルテの存在は、こうした時代の要請にこたえた情報管理のあり

方として、さらにその導入の伸びが見込まれている。開示要求の対象としてのソーシャルワーク記録への対応も求められてきている。

一方で、ソーシャルワーク記録は、アカウントビリティ（説明責任）遂行のためのツールともなった。日本では、1999年の社会福祉基礎構造改革を受け、戦後の社会福祉の枠組みであった措置制度による支援から、個人とサービス提供側との契約の締結による支援へと、その開始手続き業務の移行がなされた。これにより、制度利用の申請を受け付けた行政側が、責任を持って「措置処遇」する形式の制度から、クライアントの「自己責任」においてサービス利用の「契約締結」をする形式へと替わってきた。

この制度変動の経過において注目されるのは、アカウントビリティという用語が使われるようになってきたことである。もともとこの用語は、アメリカにおける税金の使途内容説明に由来する用語であるとされている。ソーシャルワーク支援の過程に契約制度が持ち込まれたことにより、支援契約を結ぶという「自己決定」に際し、その決定を保証しうる内容の説明が、提供側の責任を伴ってなされたかが問われるようになった。何をどのように誰に対して説明したのかを綴った記録が、そのアカウントビリティの遂行を支える担保とされるようになったわけである。

ソーシャルワーク記録をめぐるこのような経緯と現状は、記録を書くという行為がソーシャルワーカーの力量を高めるためだけではなく、外部からの開示要請に耐えうる内容の記載がなされているかどうか、また法的な根拠として採用に値するものとなり得るかどうか、さまざまな思惑をはらんだ内容へと変っ

てきていることを示している。ソーシャルワーク支援のあり方の変化を記録の側面から問われてきているといえる。

浅野（2005）はソーシャルワーク記録の電子化が進むことについて、「これまでの紙媒体中心の時代には、その情報は医療ソーシャルワーカーの手の届く範囲、すなわち直接対面する関係者の範囲に限られており（中略）、しかし電子媒体は、対面しての情報開示ではないために、誰に情報を提示するのかといった対象の範囲や情報内容の幅、情報管理の方法など情報の入力から出力に関する一連の取り組みについて検討しなければならない」としている<sup>iii</sup>。廣瀬（2009）は、保健医療機関のソーシャルワーカー（MSW）のソーシャルワーク記録（MSW記録）の構造について分析し、「MSW記録からカルテ等に情報が記載されるプロセス」のMSWによる変換概念として「他職種への情報開示の拒否」をはじめとする13の概念を挙げ、カルテ等への記載状況を「記載していない（「口頭で伝える」を含む）」「一部制限」「記載する（状況により記載）を含む」「その他」に分類している。この中で廣瀬は、「プライバシー保護のためにMSW以外に情報が開示されないものが存在し、こうした記録情報はMSW記録にしか保存されないこととなる」としている<sup>iv</sup>。

つまり、ソーシャルワーカーは支援活動の内容をすべて電子カルテに記載しているわけではなく、何を書いて何を書かないかという情報の取捨選択を行っていることになる。職能団体の研修会などで現状について確認したところ、機関によってはこれまでと同様のソーシャルワーク記録（ケース記録）を紙媒体で作成・管理し、そこから転記といったスタイ

ルに必要な情報だけを電子カルテに記載しているところもある。また、ソーシャルワーク記録自体をパスワード等で管理し、第三者が閲覧できない仕組みを取っているところもあった。反面、患者情報は電子カルテに一本化するという病院運営方針のために、個別にソーシャルワーク記録を保持することができず、電子カルテ上に書けない情報については、「書かない」「記憶にとどめておく」という対応をしている機関もあった。

廣瀬（2010）は、「MSWの他職種への情報提供は、クライアントや関係者にとって不利益が生じることが考えられる場合に制限されることが理解されており（後略）」「加工される前の情報については、関係者との信頼関係を構築し良好な援助関係を継続するために、電子カルテとは別管理することが求められる」としている<sup>v</sup>。

総務省の調査（2012年）によると、「医療機関 ICT化と効果の関係」について、ICT化を推進している医療機関において「非常に効果があった」「効果があった」との回答割合が高かったのは、「（院内）医療従事者間の情報共有活性化」（76.9%）および「（院内）医療従事者・医療事務従事者間の情報共有活性化」（73.8%）であった<sup>vi</sup>。情報を共有するツールとしての電子カルテ等の利用は、もはや欠くことのできない現状にあり、今後導入利用する医療機関は増加の一途をたどるであろう。その導入の意義を理解した上で、ソーシャルワーク記録との円滑な“住み分け”、守秘義務と情報開示請求への対処、管理運営に関する方策の検討など、対応課題は山積している。

### 3 養成課程の「記録」教育

2007年「社会福祉士および介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、2009年より社会福祉士養成過程のいわゆる「新カリキュラム」がスタートした。多様化するソーシャルワークの対象者に対応すべく、「高い実践力を有する社会福祉士を養成する」観点から養成教育内容の見直しがなされた結果、養成科目数は19科目に増え、「相談援助演習」も授業時間数が120時間から150時間になった。「相談援助実習」の総実習時間そのものは旧カリキュラム時と同様の180時間設定で変化は無かったが、実習担当教員から週に一度以上の指導を受けることが求められ、巡回による指導以外にも養成校への帰校による指導などの対応が必要となった。

時間増となった「相談援助演習」では、「①総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること」「②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと」がねらいとして挙げられ、シラバス内容に含まれるべき事項には、実習前学習として、「ア 自己覚知」「イ 基本的なコミュニケーション技術の習得」「ウ 基本的な面接技術の習得」「エ 次に掲げる（社会的排除や虐待、家庭内暴力等）具体的な課題別の相談援助事例（集団に対する相談援助事例を含む）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること」「オ エに掲げる事例を題材として、次に掲げる（インテーク、アセスメント、プランニング等）具体的な相談援

助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと」「カ オの実技指導に当たっては次に掲げる（アウトリーチ、チームアプローチ、ネットワーキング等）内容を含めること」「キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項（地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握、地域福祉の計画、ネットワーキング等）について実技指導を行うこと」が提示されている<sup>vi</sup>。これら「相談援助演習」の指針は、他科目の講義内容の学習を前提として、そこで習得した知識や援助技術を実践的に使うことができるよう、体験を通して学ぶためのシラバス作成の基となる。

記録に関する講義は、「相談援助の理論と方法」で扱われる。指針ではシラバスに含まれるべき事項としての「記録」について、「記録の意義、目的、方法、留意点」が想定される教育内容として挙げられている<sup>vii</sup>。社会福祉士養成を目的としたテキスト内容から「記録」についての記載を見てみると、中央法規版では、記録の意義について、「記録業務は、記録作成の段階から、記録の内容を精査し、その後、評価をする段階へと至る。記録物の活用までの一連の流れを経て初めてその意義を発揮するのである」と記している<sup>viii</sup>。また、ソーシャルワーク記録のIT化については、導入によるさまざまな変化が施設・機関にもたらされても、「ソーシャルワーカーが専門職である限り、（中略）ソーシャルワーク記録の意義は求められ続けなければならない」とし、「クライアントを貶めない記録を目指すことは、倫理的かつ実践的で」あり、これが「ソーシャルワーカーにとって、説明責任・責務（accountability）を遂行するこ

とになる」と記載されている。弘文堂版では、「記録の意義は優れた社会福祉実践に結びつくことにある」とされている<sup>8</sup>。記録の方法に関しては、情報の開示に備えて「(前略)社会的責任を自覚して書くこと。(中略)記録は関係者のものではない。利用者本人や家族に開示される方向にあり、実践や業務が改めて検証される」と書かれている。ミネルヴァ書房版では、記録の意義について、「なぜ記録を残さなければならないかに関する答えは、実践者側が行った判断的確性を明示し、行った援助という実践の水準を証明し、実践の過程に関する『説明責任』を果たすためである」とし、「専門職実践における『記録』とは、『実践の透明性・説明責任を果たすために、自ら実践した事柄を後に再生可能なように文字化・図式化・音声化もしくは映像化した媒体によって、他者にも接近可能な形で残したものである』と定義することができる」としている<sup>9</sup>。そして、「記録は誰のものか。」という問いに対して、「記録の内容はクライアントのもの(つまりクライアントのプライバシー権に属するもの)である」と答えている。そのためクライアントは、自身の情報が書かれた記録について、「いつでも開示請求をなす権利を有するし、その記載が不正確ないし不当なものであれば訂正を請求する権利があり、またその記録に関する守秘を要求する権利を有する」としている。Kumi版では、「(前略)記録自体がワーカーと利用者の課題達成に向け取り組む実践に直結していることを忘れてはならない」とし、「(前略)今日的な記録の課題は、記録媒体の変化に伴い情報の活用しやすさが生んだ新たな情報管理の課題と、記録された情報の取り扱いについて、

利用者の主体性や参加を視野に入れた記録のあり方の課題にまとめられる」としている<sup>10</sup>。

ソーシャルワーク記録に関して書かれているこれらテキストの内容からは、ソーシャルワーク記録が、もはや記載したソーシャルワーカー個人の覚え書きとしての実践記録としてだけでなく、書かれている情報の当事者であるクライアントの権利を擁護するものでもあるというように、その扱われ方に変化が生じていることがうかがえる。

そのテキスト内容を基にした講義によって習得した知識技術を、「相談援助演習」では実際に体験することで理解を深める。演習は、「理論、方法、技術、価値の諸体系と実践体系との交互連鎖現象を実証する作業である」と定義されている<sup>11</sup>。そのため、ソーシャルワーク記録に関しては、支援展開の学びにあわせて記録の種類(フェイスシート、アセスメントシート、プランニングシート等)を学んだり、そのシートに適した記述の仕方(叙述体、要約体、説明体等)を学ぶ。また、面接のロールプレイやビデオ学習などを通して逐語録を作成し、面接技術を構造的に理解するなどのプログラムが組まれる。

「相談援助演習」や各専門科目と並行して行われる「相談援助実習指導」では、実習日誌の記載方法を中心に記録を学ぶ。90時間の設定となっている「相談援助実習指導」では、「相談援助実習の意義について理解する」「相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」

「具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する」の四点をそのねらいとして掲げている。そして、シラバス内容に含まれるべき事項として「キ 『実習記録ノート』への記録内容及び記録方法に関する理解」が挙げられ、「(注1) 相談援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の『実習指導マニュアル』及び『実習記録ノート』を作成し、実習指導に活用すること」という注釈がついている<sup>vi</sup>。その「『実習記録ノート』への記録内容及び記録方法に関する理解」について、「相談援助実習指導ガイドライン」では、実習前、実習中、実習後のそれぞれの場面において「実習記録ノート」を活用することを求めている。実習前の想定される教育内容では、キ(1)「①『実習記録ノート』の意義・目的を理解させる」「②『実習記録ノート』の取り扱いについて理解させる」「③記録方法や記録内容について、『実習記録ノート』の様式にあわせて理解させる」「④ ①～③を踏まえて、『実習記録ノート』を記入させる」としている。実習中には、ケ(1)「③『実習記録ノート』をスーパービジョンや評価に活用させる」、実習後にはコ(1)「①個別及びグループ指導によりスーパービジョンを受けながら『実習記録ノート』から、実習で学習した内容を抽出させる」といった内容で、ガイドラインが敷かれている<sup>vii</sup>。

180時間の設定となっている「相談援助実習」では、「相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応

できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する」というねらいが挙げられているが、シラバス内容に含まれるべき事項の中にソーシャルワーク記録に関する具体的な記述は見当たらない<sup>viii</sup>。「相談援助実習ガイドライン」においても、中項目オ(12)「実習機関・施設の会議の運営方法を学ぶ」において、「④参加・同席した会議の記録を作成する」という実習内容の想定があるが、他には中項目キ(18)「業務に必要な文書様式の記入内容・方法を学ぶ」に「③実習記録ノートを適切に記入し管理することができる」という小項目の言及があるだけで、想定される実習内容については「①作成された文書について説明を受ける」「②文書を媒介した情報共有・連携について説明を受ける」「③業務日誌・ケース記録等の書き方について説明を受ける」という内容になっている<sup>viii</sup>。

#### 4 「記録」教育の課題

社会福祉士養成のカリキュラムにおけるソーシャルワーク記録についての教育内容を概観してみた。座学である講義やテキスト上では、クライアントの権利擁護やICT化への課題についての学びがある一方、相談援助演習や相談援助実習指導の枠組みの中では、ソーシャルワーク記録は専ら事例展開に沿った記述方式の習得と実習記録ノート作成にかかわる内容であることが理解できた。限られた授業時間数の中、面接のロールプレイングや困難事例のアセスメント方法など、多種の援助技術の習得へ向けて時間配分が増えていることもあり、記録教育へ授業のコマ配分を割くのは難しい現状にある。専門職養成のためのカ

リキュラムであることから、基礎的な記録の概要についての講義・演習ももちろん必要なことである。しかし、実際の相談援助実習の場面において、自己の実践内容を記録しているだけでは、開示や ICT 化に向けた福祉現場の要請にこたえられなくなってくるだろう。実習期間中、学生が最も頭を悩ます実習記録ノートの作成も、基本は非公開記録である。そのため、公開を前提とした記録をどのように作成するかについて、実践的に学ぶ機会は少ない。

ソーシャルワーカーは、社会福祉の各分野において多職種との連携が求められており、実際に協働しながら支援業務を行っている。支援内容を記したソーシャルワーク記録の他に、連携・連絡のための記録の作成など、目的や用途によって臨機に対応した記録の作成を行うことが求められる。堀越（1997）は、クライアントに関する情報を他スタッフなどに開示する場合、「（前略）情報を伝える際には、個々の職種の専門性がよりよく発揮されるために必要不可欠な情報を厳選し、患者のために活用されやすいように加工し開示すればよいはずで、知りえたことを無分別に露呈するのは好ましくない」としている<sup>viii</sup>。村上（1998）は、「今後、サービス供給主体が多数関わるものが考えられるなかで、個人情報ほどの程度まで、どのような方法で開示されるのか、福祉サービス利用者本人やその家族の同意はどのように考えられるべきかなど検討しなければならない課題がある」としている<sup>ix</sup>。知りえた個人情報をどのように記録し、共有するのか。電子カルテの利用など、他職種との情報の共有をめぐる問題に今まさに取り組んでいる保健医療分野のソーシャルワーカー

を含め、支援業務に関わるいろいろな分野のソーシャルワーカーが、喫緊の課題としてソーシャルワーク記録のあり方について検討しなければならない時代を迎えている。

福祉現場の現状を踏まえた上で、養成課程にも、その基礎となる講義や演習に、情報共有や開示、他職種連携を前提とした業務を担える内容のソーシャルワーク記録の作成を行える、そのような力を培うためのカリキュラムが必要となってくるのではないだろうか。

牧歌的な内容でソーシャルワーク記録を学ぶ期間が長くなることは、教育内容とソーシャルワークの現状との乖離をもたらす。基本を学んだ上で、外部に発信していく術を含んだソーシャルワーク記録教育の内容を検討しなければならないのではないか。研修等で出会う現任者から、「何を書くか良いかわからない」「記録は難しい」という声を聞く。教育の体制を整えることが、現場の実践を支えていくことになる。

- i 北島英治他編「ソーシャルワーク実践の基礎理論」有斐閣2002年 p202
- ii 間嶋健「MSWの各種記録が統合されて電子記録システムの構築における研究」ソーシャルワーク研究 Vol. 40 No, 1 相川書房2014年 p73
- iii 浅野正嗣「医療ソーシャルワーク記録の現状と課題—電子カルテ火の検討に向けて—」金城学院大学論集社会科学編第1巻第1・2合併号 2005年
- iv 廣瀬豊「他職種への情報開示における医療ソーシャルワーク記録の構造—カルテ等の共有記録との関係—」ソーシャルワーク研究 Vol. 34No, 4 相川書房2009年 p47

- v 廣瀬豊「クライアント以外の関係者から入手した情報記載における医療ソーシャルワーク記録の構造—カルテ等の共有記録との関係—」松本大学研究紀要 8 2010-01 2010年 p103
- vi 総務省「ICT が成長に与える効果に関する調査研究」(平成24年) 図表1-4-8-1 「医療機関 ICT 化と効果の関係」
- vii 厚生労働省社援発第0328003号 (平成20年3月28日)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認にかかる指針について」
- viii 同上
- ix 社会福祉士養成講座編集委員会「相談援助の理論と方法Ⅰ (第2版)」新・社会福祉士養成講座 7 中央法規出版2010年 p264-287
- x 福祉臨床シリーズ編集委員会「相談援助の理論と方法Ⅱ—ソーシャルワーク」社会福祉士シリーズ 8 弘文堂2009年 p108-121
- xi 岩間伸之他編著「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」MINERVA 社会福祉士養成テキストブック④ ミネルヴァ書房2010年 p190-202
- xii 川延宗之他編著「相談援助の理論と方法Ⅱ」現代の社会福祉士養成シリーズ [新カリキュラム対応] 久美株式会社2011年 p132-139
- xiii 社団法人日本社会福祉士養成校協会編「相談援助演習教員テキスト」中央法規出版2009年 p75
- xiv 厚生労働省社援発第0328003号 (平成20年3月28日)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認にかかる指針について」
- xv 社団法人日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」平成25年11月20日 (理事会承認)
- xvi 厚生労働省社援発第0328003号 (平成20年3月28日)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認にかかる指針について」
- xvii 社団法人日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」平成25年11月20日 (理事会承認)
- xviii 堀越由紀子「医療現場におけるソーシャルワーク情報の扱い」ソーシャルワーク研究 Vol. 23 No. 1 相川書房1997年 p45
- xix 村上信「医療ソーシャルワークと情報化に関する研究」静岡県立大学短期大学部研究紀要第12-2号1998年度 p110

## 参考文献

- ・岡村重夫「ケースワーク記録法—その原則と応用—」誠信書房 昭和59年新装版第2刷
- ・J. D. ケーグル (久保紘章 佐藤豊道 監訳)「ソーシャルワーク記録」相川書房2006年
- ・岩間文雄「ソーシャルワーク記録の研究と実際」相川書房2006年
- ・栗田修司「わかりやすい福祉支援の記録」相川書房2010年

